

貝塚公園展示自動車（ジープニー） 引取希望者募集要項

1. 趣旨

福岡市では、東区貝塚公園敷地内に自動車（ジープニー）を展示しております。本車両は、これまで多くの市民の方に親しまれてきましたが、設置から30年以上が経過していることから、現在では、安全性を考慮して車両への立ち寄りを制限しながら展示を行っている状況です。今般、貝塚公園の再整備に伴い、本車両の今後の取扱いについて検討しており、その一環として、本車両を有効活用してくださる引取り希望者を募集いたします。

2. 展示飛行機の概要

- (1) 名称 : ジープニー
- (2) 寸法等 : 全長約5.5m、車幅約1.6m、車高約2.2m
- (3) 設置場所 : 貝塚公園（東区箱崎七丁目）
- (4) 設置年度 : 1990年に（財）アジア太平洋博覧会協会より寄贈

3. 引取りにあたっての条件

- (1) 引取りの対象は、ジープニー車両本体のみです。一部の部品のみを引取り対象とすることもできますが、車両全体の引取り希望者を優先します。
- (2) 引取りにあたっては、本市と譲渡契約書を取り交わしていただきます。
- (3) 引取り後は、貝塚公園に引き続き設置することはできません。公園外への移設が必要です。
- (4) 車両本体は無償で譲渡しますが、引取りにともなう移設作業及び必要経費は、すべて引取者の負担となります。
- (5) 引取りに伴って必要となる関係機関への諸手続き等は、すべて引取者で行っていただきます。
- (6) 移設に際しての運搬は車両等によるものとし、令和9年3月31日までを目処に現地からの移設を行ってください。なお、期日までの移設が困難な場合には両者協議の上で移設の日を決定します。
- (7) 転売目的の引取りは認めません。
- (8) 本車両にはアスベストを含む可能性があります。将来的に解体、処分をする場合には、関係法令に基づき適切に処分してください。

4. 募集期間

令和8年3月2日（月） から 令和8年5月29日（金）17時 まで

5. 応募制限

引取者及び引取者の関係者が次のいずれかに該当する場合は応募ができません。また、応募の後、引取者の決定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合は、応募が取り消されま

す。

- ①福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ②市町村税を滞納している者
- ③消費税及び地方消費税を滞納している者

6. 応募方法

(1) 提出書類 各1部

- ①引取希望申出書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③誓約書(様式3)

※応募にあたって必要となる経費は、すべて引取希望者の負担とします。

(2) 提出方法及び提出先

全ての様式を作成後、下記メールアドレスまで送付してください。

7. 質疑

申込を行うにあたっての質問事項については、令和8年4月3日(金)17時までに「質問書(様式4)」に記載の上、下記メールアドレスまで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和8年4月13日(月)を目処に福岡市ホームページで回答します。(公平性を期すため、上記期限以降の個別の問い合わせには応じられません。)

8. 応募者が複数の場合の決定方法

複数の引取り希望の応募があった場合には、抽選により引取者の決定を行います。抽選の方法及び日時等は、応募締切り後、応募者全員へご連絡いたします。

9. 現地見学

一般の利用者による見学と同等の範囲であれば、現地での車両の見学は自由に行っていただいてもかまいません。詳細な見学をご希望の場合は、令和8年4月3日(金)までに下記問合せ先にご連絡下さい。

10. 参考資料

別紙「貝塚公園展示自動車(ジープニー)現況写真」

11. お問合せ先

福岡市住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課(管理運営係)

TEL: 092-711-4407

メールアドレス: midoriunei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

【別紙】 貝塚公園展示自動車（ジープニー） 現況写真

